

令3福情答申第6号

令和3年4月19日

福岡市長 高島 宗一郎 様

(早良区総務部地域支援課)

福岡市情報公開審査会

会長 作間 功

(総務企画局行政部情報公開室)

公文書公開請求に係る一部公開決定処分に対する審査請求について (答申)

福岡市情報公開条例(平成14年福岡市条例第3号)第20条第1項の規定に基づき、令和2年10月23日付け早区支第95号により諮問を受けました下記の審査請求について、別紙のとおり答申いたします。

記

「工事関係書類(特定市民センター等蓄熱槽防水改修工事)」の一部公開決定の件

答 申

第1 審査会の結論

「工事関係書類（特定市民センター等蓄熱槽防水改修工事）」（以下「本件対象文書」という。）について、福岡市長（以下「実施機関」という。）が行った一部公開決定（以下「本件決定」という。）により非公開とした部分のうち、次の部分については、公開することが妥当である。

- ・ 現場代理人の印鑑の印影

第2 審査請求の趣旨及び経過

1 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、令和2年9月2日付けで実施機関が審査請求人に対して行った本件決定を取り消すよう求めるものである。

2 審査請求の経過

- (1) 令和2年8月27日、審査請求人は、実施機関に対し、福岡市情報公開条例（平成14年福岡市条例第3号。以下「条例」という。）第5条の規定により、本件対象文書について公開請求（以下「本件公開請求」という。）を行った。
- (2) 令和2年9月2日、実施機関は、条例第11条第1項の規定により、本件決定を行い、その旨を審査請求人に通知した。
- (3) 令和2年9月28日、審査請求人は、本件決定について、これを不服として実施機関に対して、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第2条及び条例第19条の2第1項の規定により、本件審査請求を行った。

第3 審査請求人及び実施機関の主張等の要旨

1 審査請求人の主張

審査請求人は、審査請求書及び反論意見書において、概ね次のように主張している。

(1) 審査請求書における主張

本件対象文書中の写真の顔は個人情報であるが、有害化学物質に対する保護

具（マスク・メガネなど）は労働環境で重大なものなので顔を隠し過ぎであると思われる。

私は歯科で虫歯の治療をしたら、接着剤がもれて、口がヒリヒリして、大変な目にあった。普通の歯科用セメントではなく、スーパーボンドという瞬間接着剤である。労働環境でも接着剤問題はあるのではないかと思うが、不思議に元気そうな人もよくみかける。歯科では水銀が50%入っている歯の詰めもの、アマルガムがあるという。水俣水銀条約では、セメントの問題もある。

私の歯科の薬害は認められていないが、同じような問題が労働環境にもあるのではないかと思う。なぜ全部真っ黒にしないといけないのか、また労働環境では保護マスクやメガネが有効かどうかかわからないが、顔を全部見えなくすると、保護具をつけているかどうかかわからない。個人が特定できない程度に口もとと、メガネフレームの一部を公開してほしい。

(2) 反論意見書における主張

先日テレビで東京タワーを建てている所を見た。800℃に熱したビスをタワーの上にいる人に放り投げ、柄杓みたいなもので受けて、鉄骨の穴に押し込んでビスにして冷めたら固まる。このような作業は100%成功しないと危険である。800℃のビスをカゴにのせて吊り上げるのではない。SDS製品安全データシートはあるのだろうかと思う。

本件は下水の補修工事である。直径1メートル20センチメートルの管の内側に新しい管を作り、隙間にモルタルを流し込むのであるが、作業中下水を流したままの作業である。大小便もとても大変であるが、もし混ぜたら危険な家庭用洗剤のようなものが流れてきたらどうするのか。家庭用洗剤も強いものがあるが、しばらく使わないようになどの注意もない。下水を流しながら、モルタルを流し込んで底の方は大丈夫なのか。モルタルは速乾性のセメントである。人が管の中にいて排気も管の中、私は外で見ている、目と鼻がヒリヒリしたのに、中の人は死なないのかと思ったが、その時は大丈夫であった。保護マスクもメガネもしてなかったと思う。それでSDSに意味があるのか疑問である。

本件工事について、局所排気設備はあるか。洗顔及び身体洗浄のための設備はあるのか。軍手は労働衛生保護手袋か。保護メガネはしているか。通気口の所は密閉された場所でないから送気マスクはいらないのか。

2 実施機関の主張

実施機関は、弁明意見書及び当審査会における口頭意見陳述において、概ね次のように主張している。

(1) 弁明の趣旨

本件決定は、実施機関が、条例に基づき、慎重に判断した上で行ったものであり、正当かつ妥当な処分である。

(2) 理由

本件決定では、個人の識別に関係する情報として、工事作業員等の頭部（目や鼻、およそその人相が把握できる画像）を全体的に被覆し、ヘルメットについては記載された会社名を被覆している。

肖像は、個人を識別できる情報を多く含んでおり、顔のどの部分を非公開とすれば、個人が識別できなくなるかという点については、定まった基準はない。一般に目の部分のみを非開示とする映像を目にすることがあるが、ひげの有無、鼻の形、あざやほくろなど、顔の特徴は様々であるため、目の部分のみを非公開とすることをもって個人識別性を完全に排除できるとはいえない。よって、個人が識別できない公開方法としては、顔全体を被覆する以外に方法はないものとする。

なお、市職員の印鑑の印影は、公務員の職務の遂行に係る情報であり、これを公開することが妥当であったと考える。

第4 審査会の判断

上記の審査請求人及び実施機関の主張に対して、当審査会は次のとおり判断する。

1 本件対象文書について

実施機関は、本件対象文書として、市が受注者から提出を受けた、特定市民センター等蓄熱槽防水改修工事に係る工事写真を含む報告書を特定しており、当該特定に関し当事者間に争いはない。

当審査会において本件対象文書を見分したところ、表紙と着手前及び着手後の各工事箇所を写した工事写真で構成されており、実施機関は、このうち工事写真に写った作業員のヘルメットやマスクを含む頭部全体（以下「非公開部分①」という。）及び表紙中の市職員の印鑑の印影（以下「非公開部分②」という。）を

条例第7条第1号（以下「第1号」という。）の非公開情報に該当するものとして、また、表紙中の受注者である法人の代表者及び現場代理人の印鑑の印影（以下「非公開部分③」という。）を条例第7条第2号（以下「第2号」という。）又は同条第3号（以下「第3号」という。）の非公開情報に該当するものとして、それぞれ白塗りで被覆した状態で非公開としたことが認められる。

審査請求人は、これらのうち主として非公開部分①の公開を求めていると解されることから、まず、非公開部分①の第1号該当性について、以下検討する。

2 非公開部分①の第1号該当性について

(1) 第1号について

第1号は、個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）であって、特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるものについては、第1号ただし書アからウまでに掲げる情報を除いて、非公開情報とするものと定めている。

第1号ただし書アは、法令若しくは条例の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報、第1号ただし書イは、人の生命、身体、健康、生活若しくは財産又は環境を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報、第1号ただし書ウは、当該個人が公務員等である場合において、当該情報がその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員等の職及び氏名並びに当該職務遂行の内容に係る部分を非公開情報の除外事由と定めている。

(2) 第1号該当性について

社会通念上、顔の骨格及び皮膚の色並びに目、鼻、口その他の顔の部位の位置及び形状によって定まる人の容貌は、そのものが特定の個人を識別することができる情報と解されることから、非公開部分①は、第1号本文に該当し、かつ、本件について第1号ただし書アからウまでのいずれにも該当する事情は認められないことから、非公開とすることが妥当である。

(3) 部分公開について

審査請求人は、本件非公開部分①が個人情報であることを認めつつ、有害化

学物質に対する保護具（マスク・メガネなど）は労働環境上重大なものであるなどとして、非公開部分①の部分公開を主張していると解されるため、以下検討する。

条例第8条第1項は「実施機関は、公開請求に係る公文書の一部に非公開情報が記録されている場合において、非公開情報に係る部分を容易に区分して除くことができるときは、公開請求者に対し、当該部分を除いた部分につき公開しなければならない。ただし、当該部分を除いた部分に有意の情報が記録されていないと認められるときは、この限りでない。」と規定する。

そこで、非公開部分①の部分公開について検討すると、社会通念上、顔の骨格及び皮膚の色並びに目、鼻、口その他の顔の部位の位置及び形状によって定まる人の容貌は、そのものが特定の個人を識別することができる情報であることは、前記2(2)のとおりであって、仮にヘルメットやメガネを着用している等の場合であっても、当該着用した物を含む容貌について、個人識別性のある部分とそうでない部分を区分することが容易であるとはいえないことから、本件非公開部分①については、部分公開の余地はないと解される。

3 その他の非公開部分について

審査請求人が非公開部分②及び非公開部分③の公開を求める趣旨かは必ずしも明らかではないが、当審査会としては、これらのうち非公開部分②については、実施機関が口頭意見陳述において自ら公開すべきであったと述べていることから重ねて判断を行わないこととし、以下、非公開部分③の条例第7条該当性について、念のため検討する。

(1) 非公開部分③の条例第7条該当性について

実施機関は、非公開部分③のうち、法人の代表者の印鑑の印影については第2号又は第3号の非公開情報に該当するものとして、現場代理人の印鑑の印影については第3号の非公開情報に該当するものとして、これらを非公開としている。また、本件対象文書を見分したところ、非公開部分③によって表象される法人の代表者の氏名及び現場代理人の氏名は、いずれも公開されていることから、実施機関は、非公開部分③が印鑑登録印又は銀行登録印の印影（以下「登録印の印影」という。）であった場合に、これらを公にすると印象偽造等のおそれがあることを理由に第2号又は第3号該当性を主張していると解される。

そこで、当審査会としては、まず、実施機関が共通して主張する非公開部分③の第3号該当性について、以下検討する。

(2) 第3号について

第3号は、公にすることにより、人の生命、身体、健康、生活若しくは財産又は環境の保護、犯罪の予防又は捜査その他の市民生活の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがある情報を非公開情報として規定している。

「人の生命、身体、健康、生活若しくは財産又は環境の保護、犯罪の予防又は捜査その他の市民の安全と秩序の維持に支障を及ぼす」とは、公にすることにより、例えば、特定の個人の行動予定や住居の間取り等が分かり、これらの人が犯罪の被害を受けるおそれがある場合や、違法行為、不正行為などの通報者、告発者が特定され、これらの人が危害を加えられるおそれがある場合等をいい、「犯罪の予防に支障を及ぼす」とは公にすることにより、犯罪等を防止するための行為が、その目的を達成できなくなる場合や、犯罪を誘発し、又は犯罪が容易となる場合等をいうと解されている。

(3) 第3号該当性について

一般に、公文書に押印されている印影が登録印の印影であることが明らかといえる場合は、登録印の印影が財産の管理や重要な商取引等における認証的役割を果たしている我が国の習慣に鑑み、これらが公にされた場合には、印章偽造等の犯罪を誘発し、又は犯罪が容易になることが想定されることから、犯罪の予防に支障を及ぼすおそれがあるものとして、第3号に該当するものと認められる。

また、登録印の印影であるか否かは、当該印影の性質・形状や使用されている状況その他の事情（例えば実施機関が関係者から登録印の印影であることを伝えられた場合など）などから実施機関において登録印の印影であることが明らかといえるか否かによって判断することが妥当である。

そこで、当審査会の事務局から実施機関に確認させたところ、非公開部分③のうち法人の代表者の印鑑の印影については、本件工事に係る契約書に押印する印鑑の印影と同一の印影による必要があり、また、非公開部分③のうち現場代理人の印鑑の印影については、これが登録印の印影か否かは判断できなかったが、仮に登録印の印影であった場合、公にされることで印章偽造等の犯罪を

誘発し、又は犯罪が容易になることが想定されることから念のため非公開としたとのことであった。

そうすると、法人の代表者の印鑑の印影については、その形状や使用されている状況から実施機関において登録印の印影であることが明らかと解することが合理的であり、第3号に該当するものと解される。

これに対し、現場代理人の印鑑の印影については、実施機関において登録印の印影であることが明らかであるとはいえず、第3号に該当しないと解される。

以上により、非公開部分③のうち、法人の代表者の印鑑の印影については、第2号該当性について判断するまでもなく、第3号に該当し非公開とすることが妥当であり、現場代理人の印鑑の印影については、第3号に該当せず、公開することが妥当である。

4 付言

当審査会としては、本件結論に至る判断とは別に、以下のとおり付言する。

福岡市情報公開事務取扱要綱では、公開請求に係る公文書に非公開情報が記録されているときは当該部分を黒塗りにすることを定めているが、実施機関は、本件決定において非公開部分を白塗りで被覆していたことが認められる。

非公開情報を白塗りで被覆した場合、公開請求者には、当該箇所に情報が存するのかも不明となり、不服の判断等に支障を与える可能性も想定できることから、当審査会としては、実施機関に対し、今後、非公開情報を被覆するときには、同要綱に基づいて適切な処理を行うよう意見する。

以上により、「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

第5 審査会の処理経過

当審査会の処理経過は、次のとおりである。

年 月 日	処 理 内 容
令和2年10月23日	諮問（令和2年10月23日付け早区支第95号）
令和2年11月11日（第2部会）	審議
令和2年12月8日	実施機関の弁明意見書を收受

令和2年12月23日（第2部会）	実施機関の口頭意見陳述、審議
令和3年1月15日	審査請求人の反論意見書を収受
令和3年1月20日（第2部会）	審議
令和3年2月10日（第2部会）	審議
令和3年3月24日（第2部会）	審議

第6 答申に関与した委員

作間功、石森久広、北坂尚洋、山下亜紀子